

人下消予第422号  
平成30年8月7日

管内防火対象物関係者 様

人吉下球磨消防組合  
消防長 深江 政友  
(公印省略)

防火管理者資格取得講習（甲種防火管理新規講習）の実施について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から火災予防をはじめ消防行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき、平成30年度の防火管理に関する資格取得講習（甲種防火管理新規講習）を下記の日程により実施いたします。

つきましては、防火管理者が必要な防火対象物で、防火管理者を選任されていない防火対象物にありましては、管理的又は監督的立場の方を受講させられますよう通知します。

#### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 日 時  | 平成30年9月27日（木）・28日（金）の2日間<br>1日目 9時30分～17時00分まで<br>2日目 9時30分～15時30分まで |
| 2 場 所  | 人吉市下林町1番地<br>人吉下球磨消防組合 2階屋内訓練場                                       |
| 3 受講定員 | 80名  |
| 4 申込期間 | 平成30年8月29日（水）から9月7日（金）まで<br>但し、定員に達した時点で受付を締め切ります。                   |
| 5 受講料  | <u>4,300円（テキスト代を含む）</u>  |

6 申込方法 申込期間中に、別添の申込書に必要事項を記入し、受講料（4,300円）を添えて、消防本部予防課又はお近くの分署に申し込み下さい。

7 防火管理者を必要とする防火対象物について

(1) 社会福祉施設等で、主として要介護状態にある者若しくは重度の障害のある者等が入所する施設、又はこれらの施設を含む複合用途防火対象物で収容人員（当該防火対象物に出入りし、居住し又は勤務する者の数）が10人以上の施設

(2) (1)以外の社会福祉施設等又は次の用途に供する防火対象物で、収容人員が30人以上の施設

○ 劇場・集会場・バー・遊技場・カラオケボックス・飲食店・店舗等・ホテル・旅館・病院・診療所・保育所・幼稚園及びこれらの用途を含む複合用途防火対象物

(3) 次の用途に供する防火対象物で、収容人員が50人以上の施設

○ 寄宿舍・下宿・共同住宅・学校・図書館・公衆浴場・車両の停車場・神社・寺院・教会・工場・作業場・倉庫・事務所・営業所及びこれらの用途を含む複合用途防火対象物（(1)及び(2)の用途が含まれるものを除く）

8 注意事項

(1) 申込期間前若しくは講習会当日の申し込み、又は郵送若しくは電話等による申し込みは受付できません。

(2) 受講者については、人吉下球磨消防組合管内にある施設の従業者又は管内居住の方を優先とさせていただきます。

(3) テキストは、講習会当日にお渡しします。

(4) 講習会当日の受付は、午前9時00分から開始します。

(5) 講習会当日に本人確認ができるものをご持参下さい。（運転免許証、保険証等）

(6) 昼食は各自で準備して下さい。

(7) 車で来られる方は、人吉下球磨消防組合の西側駐車場（堤病院道向かい）をご利用下さい。

※ 駐車場では案内人の指示に従って下さい。

(8) 受講希望者は、原則1施設につき1名とさせていただきます。

9 問い合わせ先

人吉市下林町1番地 人吉下球磨消防組合消防本部 予防課

TEL 0966-22-5469 (内線233)

0966-22-5241 (土曜、日曜及び閉庁時)

※ 防火対象物の関係者は、防火管理者を選任又は解任した場合には、消防長に届け出なければ、選解任したことになりません。

講習会場及び駐車場案内図 ※ **P**マークの駐車場をご利用ください。

